

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月19日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社MVジャパン
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区平河町二丁目16番 1 号平河町森タワー10階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番 1 号平河町森タワー10階
【電話番号】	(03) 5211 - 3830
【事務連絡者氏名】	ディレクター 伊藤 政宏
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社MVジャパン (東京都千代田区平河町二丁目16番 1 号平河町森タワー10階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社MVジャパンを指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ショットモリテックス株式会社を指します。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月8日付で提出いたしました公開買付届出書（平成26年12月11日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

独占禁止法

外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

独占禁止法

外国為替及び外国貿易法

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

独占禁止法

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「企業結合の事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、企業結合の事前届出の受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）。本株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記企業結合の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、平成26年12月3日に公正取引委員会に対して企業結合の事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成27年1月2日をもって、禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する企業結合の事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、平成26年11月28日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合には、本公開買付けを撤回等することがあります。

(訂正後)

独占禁止法

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「企業結合の事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、企業結合の事前届出の受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）。本株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記企業結合の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、平成26年12月3日に公正取引委員会に対して企業結合の事前届出を行い、同日受理されておりましたが、本株式取得に関しては、公正取引委員会から平成26年12月18日付の排除措置命令を行わない旨の通知書を平成26年12月19日に受領したため、平成26年12月18日をもって措置期間が終了しており、また、公正取引委員会から禁止期間を30日から15日間に短縮する旨の平成26年12月18日付の禁止期間の短縮の通知書を平成26年12月19日に受領したため、平成26年12月18日をもって禁止期間が終了しています。

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、平成26年11月28日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、平成26年12月18日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

独占禁止法

許可等の日付 平成26年12月18日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第605号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 平成26年12月18日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第606号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

外国為替及び外国貿易法

許可等の日付 平成26年12月18日

許可等の番号 JD第377号

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

< 前略 >

事業年度 第43期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年12月19日 関東財務局長に提出予定

(訂正後)

< 前略 >

事業年度 第43期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日） 平成26年12月19日 関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

対象者が平成26年12月19日に第43期（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。